

労働者協同組合運動から労働者協同組合法ができる — 市民・労働者が主人公となる地域づくり、 職場づくりを本格化するために —

「労働者協同組合法」制定に向けて、今国会の会期末（6月17日）までに法律を成立させるため、多くの方のご尽力のもとに、その動きが加速しています。

本号は労働者協同組合法案をめぐる現局面を共有するとともに、本法案の社会的意味を会員の皆さんと深めたいと考え特集しました。社会的意味を考えることは「なぜ労働者協同組合が現代の日本社会で必要なのか」を問うことにつながります。法成立後、地域社会で労働者協同組合が設立され、就労の場をつくるなど、実態化・実装化することが、地域社会で労働者協同組合の存在価値や意味を高め、広めることにつながると考えています*1。

本法案の社会的意味として編集部内では「市民・労働者が主人公となる地域づくり、職場づくりが生まれることで、持続可能な地域づくりの主体がつくられること」を仮説に立てました。読者の皆さんはいかがでしょうか。本号を読み終えたあと、本法案の社会的意味についてご意見をお寄せいただければと思います。

通常国会開催中*2のなか、超党派「協同組合振興研究議員連盟総会」、与党政策責任者会議の元での「与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム」、各党各会派から選出された実務担当者による「労働者協同組合法案担当者会」などが開催されてきました。現在、国会日程に向けた党内手続きを進めている段階です。

5月19日現在、労働者協同組合法は、議連総会（3月31日）後にいくつかの修文作業を行い、担当者会（5月18日）でその内容が了承されています。本法案は本則137条、附則32条で構成されています。本号では、法案の概要・ポイントと労働者協同組合法の社会的意味についての考察を中心に掲載しています。

*1 この間の法制化運動の加速は議員の方々が「よい仕事」を目指す労働者協同組合の現場の視察が転機となっています。このことから地域や生活圏での労働者協同組合（協同労働の協同組合）の実践が、多くの人の理解と共感を広げる可能性を持つものだと考えています。

*2 2020年1月20日に通常国会召集。その前段階での法制化の状況については、当誌320号（2019年7月号）「労働者協同組合法（仮称）の現局面と展望」等をご覧ください。

本法案の概要・ポイントを田嶋康利労協連専務理事が執筆しています。本法案は、その目的である「持続可能で活力ある地域社会の実現に資する」ことを実現するために、労働者協同組合の性格を3つの基本原理に定めています。それは「出資原理(組合員による出資)」「意見反映原理(組合員の意見を反映した事業の運営)」「従事原理(組合員自らその事業に従事する)」です。法案全体の条文はこれらの基本原理に基づき設計されています*3。

労働者協同組合法の社会的意味の考察については、法制化運動をつくり、実践してきた立場から古村伸宏労協連理事長、協同総研理事長に執筆いただきました。古村報告は本号の基調であり、ポストコロナ社会における労働者協同組合法の可能性を論じています。「労働」「公共」「自由意志」「自治」「持続可能性」がキーワードであり、法制化で「協同を運動化する」段階を迎えるとともに、「協同の文化」となっていくのが問われると結びに示しています。本号のタイトルにある「運動」を通じて、協同を実感・体験する無数の場を市民・労働者が生み出すことが協同の文化をつくる意味で大切なことだと思いました。

また労働者協同組合の研究・実践に関わってきた12名の方々から「労働者協同組合法が社会にもたらすこと」を共通テーマにして、執筆いただきました。12名の方々は、「協同組合の視点」「海外の労働者協同組合の視点」「当事者研究・当事者実践の視点」「地方自治体の視点」「農からの視点」「小規模多機能自治の視点」「40年以上労働者協同組合研究に関わって視点」等、各執筆者の独自の視点で論じています。12名の論考は、労働者協同組合が存在する「意味」を考える上でとても有用なものであると考えています。また労働者協同組合が地域社会で設立・発展する際の課題や展望のヒントがここには詰まっていると感じています。

法制定はゴールではなく、日本の労働者協同組合の新たなスタートだと考えています。法律として成立したことが契機となり、市民・労働者が主人公となる地域づくり、職場づくりが出現し始めたときに、本法案で示された労働者協同組合の3つの基本原理を大切にしながら、労働者協同組合の研究所として、「基準を示す」「先端を拓く」「困難を担う」ことが必要だと感じています。このことをポストコロナ時代とあわせながら今後も継続して考えていきたいです。

相良 孝雄(協同総合研究所 事務局長)

*3 法案のポイント・概要については別紙「日本労協新聞1214号(2020年4月15日)2-3面「労働者協同組合法案の意義と特徴」(日本労協連山本幸司副理事長に聞く)でも掲載しています。